



令和7年度高等学校等就学支援金(7～翌6月分)

受給資格認定申請ご案内一式

下記の書類をお渡しします。書類の不足・不鮮明等ございましたら、お手数ですが事務室(Tel.0480-34-3381)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

1. 国の授業料支援制度 高等学校等就学支援金(7～翌6月分)申請手続きご案内.....P.1
2. 高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien (イーシエン)」手続き方法.....P.3
3. よくある質問と誤操作について.....P.7

《別添資料》

4. 高校生等臨時支援金リーフレット「大切なお知らせです 高校生の学びを支えます。」.....両面1枚
5. 家計急変リーフレット「やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります」
.....両面1枚

手続きは全員必須ですので、

7月16日(水)までに手続きを行ってください。

家計急変申請を希望される方は、手続き前に事務室までご連絡ください。



高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien
ログインページ

《お問い合わせ先》

昌平中学・高等学校 事務室(担当：七戸^{しちのへ})

TEL 0480-34-3381 / FAX 0480-34-9854

受付時間 月～金 9:30～15:30 / 土 8:30～13:10

(第2・4土曜を除く)

国の授業料支援制度

高等学校等就学支援金(7～翌6月分)申請手続きご案内

高等学校等就学支援金の申請について、県より通知がありましたのでご案内いたします。

高等学校等就学支援金で所得制限に当たる年収約910万円以上のご家庭についても、**令和7年度に限り**、「高校生等臨時支援金」として年額118,800円(月額9,900円)を上限として支給することが決定しました。**「高校生等臨時支援金」の申請は今回の就学支援金の申請とともに行う手順となっております。すべての方が下記要領にて必ず申請手続きいただきますようお願い申し上げます。**

なお、令和8年度の就学支援金については、国会において所得制限の撤廃や支給額の引き上げについて議論しているところです。こちらは情報が確定しましたら、お知らせいたします。ご承知おきください。

1. 手続き対象者

在校生全員

2. 手続き期間

7月2日(水)～7月16日(水)

3. 手続きの流れ(概要)

- ① オンライン申請システム e-Shien にログイン
- ② 意向登録 または 継続意向登録
- ③ 受給資格認定申請 または 収入状況届(場合により保護者等情報変更届)
----- (手続き完了) -----
- ④ 埼玉県による審査(課税地への税情報照会)
- ⑤ 審査完了(例年8月末～9月初旬頃)

※ 申請情報の確認・修正や課税地への情報照会に時間がかかった場合、審査完了時期が遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

4. 支給方法(予定)

本校は授業料との相殺ではありません。通常通り授業料を納入いただいた上で、校納金引落とし口座への振込による支給です(4～6月分：8月上旬/7～10月分：10月末/11～3月分：3月末)。なお、送金時期については県の審査状況等によって前後しますので、その都度送金案内を郵送いたします。ご了承ください。

5. その他

- ◇ 今回の申請においては、令和7年度住民税情報による審査です。**住民税未申告や、申請時の登録課税地に誤りがある場合は情報照会エラーとなり、後日税の申告や課税証明書のご提出をお願いの上、審査や支給の遅延につながります。**住民税の申告が必要な方はすみやかにお済ませください。
- ◇ 年度途中で、収入の修正申告や市町村民税の更正決定による変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者（親権者）等の変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。特に年度を遡っての申請は制度及びシステム上、申請することが出来ません。**事由発生後(市町村から税の更正通知書を受け取った場合は受領した日から)、15日以内に事務室までご連絡いただきますようお願い申し上げます。**もし過ぎてしまった場合でも、すみやかにご連絡ください。
- ◇ 学校が知り得た個人情報、「高等学校等就学支援金」「埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金」及び「埼玉県私立高等学校奨学のための給付金」のご案内以外には使用いたしません。

高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien(イーシエン)」手続き方法

《必要なもの》

(ア) 高等学校等就学支援金 ログイン ID 通知書 **〔同封書類〕 卒業まで同一 ID パスを使用します。**

(イ) 保護者全員分のマイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

.....収入の有無に関わらず、保護者（親権者）全員分※が必要です。

(ウ) インターネットに接続できるスマートフォン、パソコン等

(エ) （パソコンでマイナンバーカードを使用して自己情報を提出する場合）IC カードリーダー

※ 2025（令和7）年1月1日時点で、海外に居住していたためにマイナンバーが付与されていない、または海外転勤にあたりマイナンバーカードを返却しているといった場合は、国内居住者の分のみで結構です。

<p>1. e-Shien にログイン。 https://www.e-shien.mext.go.jp/ 「高等学校等就学支援金ログイン ID 通知書」記載の ID およびパスワードを入力。 入力間違いにご注意ください！ ○（ゼロ）／O（オー）／o（スモールオー）／1（イチ）／l（アイ）／l（スモールエル） </p>	
<p>2. 新規申請の[意向登録]をクリック。 前回、「意向あり」で登録済の方は[意向登録]がクリックできません。〔認定申請〕をクリックし、手順5へ進んでください。</p>	
<p>3. 確認事項の内容確認後、3点すべてにチェックを入れ、「高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします」を選択、[入力内容確認]をクリック。</p>	
<p>4. 内容を確認し、[本内容で登録する]をクリック。</p>	
<p>5. 意向登録が完了。[続けて受給資格認定申請を行う >]をクリック。 またはマイページから、新規申請の[認定申請]からでも行うことができます。</p>	
<p>6. 生徒情報に間違いがないか確認後、[学校情報入力]をクリック。 審査完了時にメールの連絡を希望する場合は、メールアドレスを入力してください。保護者のメールアドレスは保護者等情報に入力してください。</p>	
<p>7. 表示された学校情報は変更しないでください。[保護者等情報入力 >]をクリック。</p>	
<p>8. 収入状況の確認が必要な方（親権者）について質問が表示されます。収入の有無やマイナンバーカードの発行の有無にかかわらず、親権者全員の収入状況の提出が必要です。特に間違いの多い Q2 について記載しますので、誤りのないよう選択してください。</p>	
<p>Q2. 親権者2名分（2名以上いる場合は全員分）の収入状況を提出することはできますか。</p>	
<p>① できます。</p>	<p>親権者2名が国内に居住している。</p>
<p>② 親権者は2名いますが、そのうち1名が個人番号の指定を受けていないため、1名分の収入状況を提出します。</p>	<p>親権者のうち1名は海外居住により個人番号を付与されていない。（次ページへ続く）</p>

(前ページより続き)

選択肢	内容
② 親権者は2名いますが、そのうち1名が個人番号の指定を受けていないため、1名分の収入状況を提出します。	親権者のうち1名によるDVや児童虐待からの避難中で接触が困難(要相談)。
③ ②以外の理由により、1名分の収入状況を提出します。	ひとり親家庭。
④ 親権者全員が、⑤以外の理由により収入状況を提出できません。	親権者なし(逝去)、または親権者全員がDVや児童虐待等により就学に要する経費の負担を求めることが困難。
⑤ 親権者全員が、個人番号の指定を受けていないため、収入状況を提出できません。	親権者全員が海外居住のため、個人番号が付与されていない。

9. すべての質問に回答すると、登録が必要な保護者等の入力欄(人数分)が表示されるので、情報を入力します。

※ 審査完了時にメールの連絡を希望する場合は、メールアドレスを入力してください。連絡メールは「e-shien@mext.go.jp」より送信されますので、受信設定をお願いします。

10. 収入状況提出方法は

「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」または「個人番号を入力する」

のいずれかを選択してください。自己情報の取得がうまくいかない場合は「個人番号を入力する」を選択してください。

※ 「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」は原則使用しません。

収入状況提出方法 必須

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況(課税情報等)を取得し、提出します。個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 必須

012345678901

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

11. 生活保護関係情報では受給の有無を選択してください。

「受給あり」の場合はプルダウンメニューが表示されますので、福祉事務所設置自治体を選択してください。

生活保護関係情報 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合(該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください)。

受給あり 受給なし

課税地情報 必須

上記保護者等その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。日本国内に住所を有していない場合は、□にチェックを付けてください。

都道府県

埼玉県

市区町村

杉戸町

日本国内に住所を有していない。

12. 課税地情報では、2025(令和7年)1月1日時点での課税地(住民票をおく自治体)を選択。海外居住の場合は「日本国内に住所を有していない」にチェックを入れてください。

13. 収入状況の提出方法によって、ここから表示および手続きが異なります。

表示ボタン	内容 および 次の手続きページ
入力内容確認 (一時保存)	親権者全員が「個人番号を入力する」を選択したご家庭です。入力された課税地に埼玉県が税情報の照会を行います。課税地に誤りがある場合や、住民税未申告の場合は後日課税証明書の提出をお願いします。 クリック後、次の「 保護者等全員が「個人番号を入力する」場合の手順 」にお進みください。
入力内容を保存して 収入状況の取得に進む	「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択した親権者がいるご家庭です。 クリック後、次のページの「 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順 」にお進みください。

保護者等全員が「個人番号を入力する」場合の手順

14. 入力内容に誤りがないか確認してください。確認事項の内容を確認の上、すべてにチェックし、[本内容で申請する]をクリック。
15. 受給資格認定申請完了です。引き続き、ページ下部の [臨時支援金意向登録] をクリック。
16. 高校生等臨時支援金の説明を確認し、 [①高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します] を選択。
17. 続いて表示される同意事項3点すべてにチェックし、 [登録内容確認] をクリック。
18. 申請手続き完了です。申請内容に不備や疑義がある場合、お電話等にてご連絡させていただきます。ご承知おきください。

「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」場合の手順

e-Shien（イーシエン）手続き方法 13 以降の手順です（親権者全員が「個人番号を入力する」を選択した場合は、表示されない手順です）。

マイナポータルの利用登録をしてお進みください。また、スマートフォンをお使いの場合はアプリをダウンロード、パソコンをお使いの場合は IC カードリーダライタをご用意ください。

14. 申請日を「 2025 年 07 月 01 日 」に設定し、保護者等情報（1 人目）の[個人番号カード事前チェック]をクリック。→マイナポータルに遷移します。
15. 《スマートフォンの場合》 マイナンバーカードをスマートフォンの NFC 読み取り位置に密着させてください。 《パソコンの場合》 IC カードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。
16. マイナンバーカードの券面事項入力補助用パスワードを入力し、「OK」ボタンをクリックします。→e-Shien に遷移します。
17. 保護者等情報（1 人目）の[マイナポータルから自己情報を取得する]をクリック。 保護者等情報(2人目)の[個人番号カード事前チェック]は、1 人目の自己情報取得が完了するまでクリックしないでください。
18. 表示内容を確認し、「次へ」ボタンをクリック。再度マイナンバーカードを読み取ります。
19. マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（=券面事項入力補助用パスワード）を入力し、「OK」ボタンをクリック。自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。
20. 同様の手順で、「個人番号を使用して自己情報を提出する」を選択した親権者全員分の収入状況取得後、[入力内容確認（一時保存）]をクリック。
21. 入力内容に誤りがないか確認してください。確認事項の内容を確認の上、すべてにチェックし、[本内容で申請する]をクリック。
22. 受給資格認定申請完了です。引き続き、ページ下部の[臨時支援金意向登録]をクリック。
23. 高校生等臨時支援金の説明を確認し、[①高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します]を選択。
24. 続いて表示される同意事項 3 点すべてにチェックし、[登録内容確認]をクリック。
25. 高校生等臨時支援金の説明を確認し、[①高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。]を選択、[登録内容確認]をクリック。
26. 申請手続き完了です。申請内容に不備や疑義がある場合、お電話等にてご連絡させていただきます。ご承知おきください。

よくある質問と誤操作について

意向登録・継続意向登録

- ◇ 誤って「所得制限に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。」「受給権を放棄します。」を選択してしまった。

登録後は、ご自身で訂正することが出来ません。意向登録を解除しますので、**事務室までご連絡ください**。解除完了後、最初から操作をやり直してください。

受給資格認定申請・収入状況届出

- ◇ 親権者 2 名のうち 1 名は収入がないので、親権者 1 名分の収入状況を提出すればよいのか？
- ◇ 親権者 2 名のうち 1 名はマイナンバーカードを作っていないので（通知カードのみ所持）、マイナンバーカードを持っている親権者 1 名分の収入状況を提出すればよいのか？

親権者が 2 名いる場合は、**収入の有無やマイナンバーカードの発行有無に関わらず親権者 2 名分の収入状況の提出が必要です。誤って 1 名分で申請した場合は、差戻しますので事務室までご連絡ください**。解除完了後、「認定申請」「続きから再開する」「保護者等の変動（追加・削除）があります」を選択したうえで、「収入状況の確認が必要な方」は「親権者（両親）2 名分の収入状況を提出します」を選択してください。2 名分の保護者等情報の入力画面に遷移します。

- ◇ 収入状況提出方法はどれを選択すればよいのか？

以下、状況に応じて選択してください。提出方法は親権者ごとに選択できます。

- マイナンバーカードを所持している保護者の場合
「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択し、手続きの説明に従って操作してください。マイナポータルの利用者設定が必要です。**うまく読み込めない場合は、「マイナンバーカードを所持していない保護者の場合（通知カードのみ所持又はカード紛失）」と同様に手続きしてください。**
- マイナンバーカードを所持していない保護者の場合（通知カードのみ所持又はカード紛失）
「個人番号を入力する」を選択し、**選択後に表示される入力欄に番号を入力してください**。マイナンバーを確認できる書類を紛失等により手元にない場合は、マイナンバーの記載がある住民票を取得して確認してください。
- 2025（令和 7）年 1 月 1 日時点で海外に在住し、既に帰国している保護者（マイナンバーを付与されている）がいる場合
「個人番号を入力する」を選択し、**選択後に表示される入力欄に番号を入力してください**。課税地は「日本国内に住所を有していない」にチェックを入れてください。
- 2024（令和 6）年 1 月 1 日時点では日本に在住していたが、2025（令和 7）年 1 月 1 日時点で海外在住の保護者がいる場合
認定申請の際の課税地情報は 2025（令和 7）年 1 月 1 日時点の課税地を入力してください。すでに認定を受けており、継続意向登録をする場合は「（保護者等情報の変更について）①あります。（②以外の理由）」を選択、「保護者情報等変更届出」による課税地変更が必要です。

- ◇ 課税地はいつ時点のものを入力するのか？

今回は 2025（令和 7）年 1 月 1 日時点での課税地を入力してください。